

( 諮 問 案 )

地方制度調査会会長 殿

内閣総理大臣 菅 直人

地方制度調査会設置法（昭和27年法律第310号）第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮 問

住民の意向をより一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会のあり方を始めとする住民自治のあり方、我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方及び東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方などについて、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。